

「川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、及び「川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例」等の一部改正（案）の概要について

令和8年4月
こども未来部 こども政策課

改正しようとする市条例等

- A 川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第53号。以下「市条例①」という。）
- B 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第64号。以下「市条例②」という。）
- C 川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第63号。以下「市条例③」という。）
- D 川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年条例第60号。以下「市条例④」という。）
- E 川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年条例第47号。以下「市条例⑤」という。）
- F 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年条例第49号。以下「市条例⑥」という。）
- G 川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年条例第48号。以下「市条例⑦」という。）
- H 川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例（令和6年条例第50号。以下「市条例⑧」という。）

関連する国の基準省令

- ① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準府省令①」という。）
- ② 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準府省令②」という。）
- ③ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準府省令③」という。）

- ④ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号。以下「基準府省令④」という。）
- ⑤ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和 6 年内閣府・文部科学省令第 1 号。以下「基準府省令⑤」という。）
- ⑥ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（令和 6 年内閣府・文部科学省告示第 1 号。以下「基準府省令⑥」という。）

関連する法律

- ① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）

1. 趣旨

基準府省令①～⑥の一部改正に鑑み、市条例①～⑧の一部を改正しようとするものです。

2. 内容

(1) 国の基準省令の改正概要

○ 従うべき基準について（※ただし「市条例④」関係のみ参酌基準）

「保育政策の新たな方向性」（令和 6 年 12 月 20 日公表。以下「新たな方向性」という。）において、「保育所等における障害のあるこどもや医療的ケア児の受入れは増加。多様なニーズを抱えたこどもについて、インクルージョンの観点からの保育所等の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援の確保・充実が必要」であり、「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理職等の専門職の活用を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進」することとされていることを踏まえ、基準府省令①～④の一部が改正され、保育所等に配置すべき保育士等の数の算定に当たって、当該施設に勤務する理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができることとしようとするものです。また、理学療法士、看護師等が保育を行う場合について、当該施設の保育士による支援を受けることができる体制の確保を義務付ける（(2)において「理学療法士等の職員配置」といいます。）

とされたものです。

○ 参酌基準について

「保育政策の新たな方向性」において、保育所等における「3歳児の職員配置の改善」について「改善の状況を確認しながら、「従前の基準により運営することも妨げない」としている経過措置の取扱いを検討」とされているところ、職員配置の改善の状況等を踏まえ、基準府省令①②⑤⑥の一部が改正され、満3歳以上満4歳未満の幼児等に係る保育士の配置基準について、おおむね15人につき1人以上とするところ、当分の間、おおむね20人につき1人以上とすることができる緩和措置を設けておりますが、当該緩和措置の期限を令和9年度末まで（(2)において「緩和措置の期限」といいます。）とされたものです。

(2) 市条例①～⑧の一部改正について

○ 意見公募の対象外部分

理学療法士等の職員配置（①～③）については条例制定にあたって従うべき基準であるため、国の基準府省令と同じ内容の改正を行うこととします。

○ 意見公募の対象部分

理学療法士等の職員配置（④に関する部分のみ）及び緩和措置の期限については条例制定にあたって参酌する基準であり、地域による状況を鑑み、必要に応じ設けることが望ましいとされています。

市条例④～⑧に関し当該基準の内容について本市の実情において異なる内容とすべき特殊事情・要因は見当たらない（※）こと、緩和措置の期限に関しては、保育士等職員の人材の確保が困難となった時においても、教育・保育の提供体制を確保することから、国の基準府省令と同じ内容の改正を行うこととします。

※ 市条例④に関連した施設（幼保連携型以外の認定こども園）が川越市内に存在しないため。

3. 施行期日

公布の日

4. 効果

①児童福祉施設②家庭的保育事業等③幼保連携型認定こども園④幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園

①～④それぞれの適正な運営に資することができます。